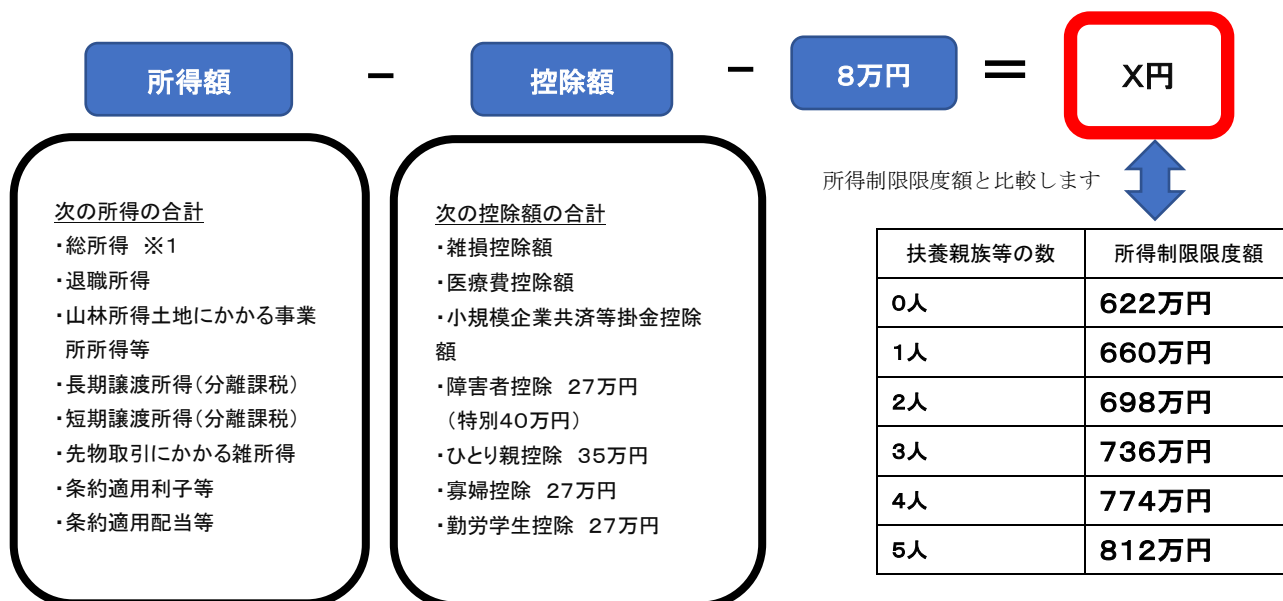


所得制限限度額の計算方法



- ※1 総所得とは、給与所得※2、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得の合計額です。
 なお、給与所得又は雑所得(公的年金にかかるものに限る)を有する場合、その合計額から10万円を控除した金額を用います。
- ※2 給与所得とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額です。